

生涯現役促進地域連携事業に係る継続基準について

事業の実施期間は最大3年間ではあるが、各年度の支援メニューごとのアウトプット目標及びアウトカム目標の達成状況について、下記アの事業継続の可否及び改善計画の作成の基準（以下「継続基準」という。）に基づき、評価委員会に諮った上で、事業継続の可否又は改善計画の作成とその実行を決定します。

ア 継続基準

(ア) 事業1年目の実績に基づく措置

- a アウトプット目標に対する実績が計上されず、支援メニューを実施していないと判断された場合は、原則として、2年目の事業の継続を不可とします。
- b アウトカム目標に対する実績が目標を5割以上下回った場合は、2年目の事業実施に当たっての改善計画の作成やその実行を指示します。なお、改善計画の作成に当たり、必要な場合は、2年目以降のアウトカム目標を当初目標より2割を限度に引き下げることができることとします。

(イ) 事業2年目の実績に基づく措置

- a アウトプット目標に対する実績が計上されず、支援メニューを実施していないと判断された場合は、3年目の事業の継続を不可とします。
- b 事業1年目のアウトカム目標に対する実績は、目標の5割以上だったものの、2年目のアウトカム実績が前年度を下回る場合は、3年目の事業実施に当たっての改善計画の作成やその実行を指示します。
- c 事業開始1年目のアウトカム目標に対する実績が、目標の5割を下回り、アウトカム目標を引き下げたものの、2年目も目標を達成できなかった場合は、3年目の事業実施に当たっての改善計画の作成やその実行を指示します。